



平成 23 年 7 月 29 日

各 位

会社名 東洋刃物株式会社  
代表者名 代表取締役社長 庄子公侑  
(コード番号 5964 東証第二部)  
問合せ先 執行役員管理部長 清野芳彰  
(TEL (022) 358 - 5782)

## 「債務超過の猶予期間入り」に関するお知らせ

当社は本日、有価証券報告書を提出し、平成 23 年 3 月期において債務超過の状況に陥ったことから、本日の株式会社東京証券取引所発表のとおり、「有価証券上場規程」第 601 条第 1 項第 5 号（債務超過）に該当するため、猶予期間入りいたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる法定開示書類

有価証券報告書（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

#### 2. 債務超過に至った経緯

当社グループの当連結会計年度における経営成績は、工業用機械刃物においては、鉄鋼分野をはじめほぼ全ての分野で前年実績を上回り、産業用機械及び部品においても設備投資の回復や工作機械受注の増加を受け売上高は順調に回復いたしました。

このような状況のなかで積極的・効率的な営業活動を展開し、主力品種の受注・売上・生産の確保に努める一方で、役員報酬のカットや時間外労働の削減などによる固定費をはじめとする徹底した経費削減など、全社あげて収益の改善に取り組んでまいりました。

しかしながら、3 月 11 日に発生いたしました東日本大震災による損害額 9 億 20 百万円を特別損失に計上し、さらに、繰延税金資産の回収可能性を見直し、その全額 3 億 98 百万円を取り崩したことにより、当期純損失は 13 億 83 百万円となり、4 億 60 百万円の債務超過となりました。

#### 3. 猶予期間

平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 25 年 3 月 31 日

※東日本大震災に起因する特別損失の発生により債務超過となったため、猶予期間が 1 年間から 2 年間に延長されています。

#### 4. 今後の見通し

当社は、債務超過の状態を解消するため、様々な対策を講じてまいりますが、具体的に決定いたしましたら、速やかに発表してまいります。

以上